

新型コロナウイルス対策に関する連絡会議 設置要綱

第1 目的

農業への影響や今後の対応方向などについての情報共有、必要な対策の検討等を行うため、関係機関や団体、北海道農政部による常設の連絡会議を設置する。

第2 構成

連絡会議の構成員は別紙のとおりとする。

第3 業務

連絡会議は次の業務を行う。

- 1 農業における現在の状況
- 2 農業において想定される影響と対応方向
- 3 その他必要な事項

第4 運営

- 1 連絡会議は、北海道農政部農政課長が主宰し、必要に応じて臨時会議を開催する。
- 2 北海道農政部農政課長が認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 その他連絡会議の運営に関し必要な事項は北海道農政部農政課長が定める。

第5 事務局

連絡会議の事務局は北海道農政部農政課企画係に置く。

第6 雑則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、北海道農政部農政課長が定める。

附則

この設置要綱は、令和2年3月6日から施行する。

令和2年4月16日一部改正。

(別 紙)

構成機関・団体名
北海道農業協同組合中央会
ホクレン農業協同組合連合会
北海道信用農業協同組合連合会
北海道農業共済組合連合会
(公財) 北海道農業公社
日本政策金融公庫
北海道農民連盟
北海道市長会
北海道町村会
北海道農政事務所
北海道農政部